

海南省マンション管理適正化推進計画

令和4年4月14日

1. マンションの管理の適正化に関する目標

海南省の区域内におけるマンション数は、令和3年時点で約7戸、築40年を超えるマンションはないものの、10年後にはいずれのマンションも築40年を経過することを踏まえ、マンションの管理適正化を進めることとします。

2. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

海南省の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、必要に応じ、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じ、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針

指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

なお、調査結果等を踏まえ、必要に応じ、地域性に応じたマンション管理の基準を追加することについても検討します。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、管理組合へのダイレクトメール等により、普及・啓発に努めます。

6. 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

7. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

海南省では、本計画を作成し、区域内のマンションの管理の適正化を推進していくこととしており、その施策達成手段の一つとして、マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度を運用することとしています。

管理計画認定制度の運用にあたっては、マンションの管理者等による認定申請の際には、事前確認を受け、(公財)マンション管理センターが発行する適合証の添付を義務付けることで、認定制度の実施に係る精度を確保します。